

村税の期限内納付にご協力ください

▶ 問合せ 税務会計課 ☎ 25-3262

村税は私たちの生活を支える大切な財源です

村民の皆さんが納付している村税は、私たちが安心して健康に暮らすために、重要な役割を持っています。福祉や保険といった社会保障、教育、道路整備、ごみ処理など様々な事業に使われており、生活を支えるうえで非常に大切な財源です。

この村税を滞納することは、納期内に納付している多くの方との公平性を欠くことになります。また、滞納者の皆さんに不利益であることはもちろん、督促状の発送など滞納整理に多額の費用がかかり、村にとっても大きな損失となります。期限内の納付にご協力をお願いします。

※各村税の納付期限一覧表を、4月に全戸配布させていただきました。また、「広報しょうわ」や村ホームページにも掲載していますので、ご確認ください。

納税が困難な人は、一人で悩まず 放置せずに早めに相談を

災害や盗難、本人や家族の病気、事業の休廃止、失業などのやむを得ない事情や、多重債務などの事情により納期ごとの村税の納付が困難な場合、または一括納付が難しい場合には分割納付に応じることもできます。まずは、一人で悩まず、放置せずに納税相談にお越しいただき、納付できない理由をお聞かせください。



公平性の観点から村税の滞納処分を強化しています

村では、納税者に自主的に納税していただくため督促状を発送するほか、文書や電話などで納税の催告を行います。それでも納税されない場合には、大切な村税を確保するため、財産調査を行った上で、差押えや公売などを行い、滞納村税に充当します。

◆滞納処分とは

村が滞納者の財産を差押えすることです。支払能力があるにも関わらず、遊興費や住宅ローンの返済などを優先し、納税いただけない人などが対象となります。

法律では「督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき」「財産を差押えなければならない」と決められています。

◆滞納処分(財産差押)の対象となる財産

債権…預貯金、給与、年金、生命保険、所得税還付金、売掛金、賃料など

不動産…土地、建物

無体財産権…出資金(信用組合、農業協同組合など)

動産…絵画、自動車、バイクなど

◆延滞金について

延滞金は、期限内納付している大多数の人との公平性から課されるもので、納期限までに完納されないときは、その翌日から完納の日までの日数に応じ令和6年中は年8.7%(納期限日の翌日から1ヶ月の期間は2.4%)で計算され徴収します。

◎滞納処分(財産差押)までの流れ

納税通知書発送

督促・催告

納期限を過ぎると、法令により督促状を発送します。延滞金が発生する場合があります。それでも納付していただけない人へは、文書や電話・訪問などで納税の催告を行います。

財産調査

勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。(本人の承諾は必要ありません)

滞納処分(財産差押)

再三の催告にも応じず、納税相談の連絡がない場合は、財産の滞納処分(財産差押)を執行します。

換価処分(債権取立・不動産公売)

債権は原則即時で取立します。不動産については公売(売却)により換価し、税に充当します。